

調査票 1

都道府県・政令指定都市名	40 福岡県
--------------	--------

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総合的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	人づくり・県民生活部 男女共同参画推進課		
担 当 職 員 数	13 人	(専任 13 人、兼任)	人

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	福岡県男女共同参画行政推進会議		
設 置 年 月 日 ・ 根 拠	昭和 53 年 6 月 23 日	根拠: 福岡県男女共同参画行政推進会議設置要綱	
長 の 役 職	知事		

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	福岡県男女共同参画審議会		
設 置 年 月 日	平成 14 年 1 月 31 日		
構 成 員	20 人	(女性 12 人、男性 8 人)	

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 28 年 4 月 ~ 33 年 3 月		
名 称	第4次福岡県男女共同参画計画		
改定・見直しの予定時期	平成 年 月 日	○	— 未定の場合は○をつけてください。
女性活躍推進法の推進計画と一体である	○	※いずれか1つに○をつけてください。	
女性活動推進法の推進計画と別に作成			

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	福岡県男女共同参画推進条例		
	公 布 日	平成 13 年 10 月 19 日		
	施 行 日	平成 13 年 10 月 19 日		
	改 正 日	平成 年 月 日		
	改 正 内 容			
	改正が予定されている場合、改正予定時期:	平成 年 月		
無の場合	制定等について検討中(あれば、具体的に) 特に検討していない			
※ どちらかに○をつけてください。				

調査時点コードを以下より選択してください

6 審議会等委員への女性の登用

	1:平成28年4月1日	2:平成28年5月1日	3:その他:平成 年 月 日
目 標 値	平成 31 年度まで 42 %	平成 年度まで %	
根 拠	第4次福岡県男女共同参画計画、審議会等委員への女性の登用推進実施要領(平成28年4月1日)		
目標設定の対象である審議会等の範囲	附属機関及び要綱等に基づき設置された協議会等		
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(96)うち女性委員を含む審議会等数(95) 延総委員等数(1,322)延女性委員等数(547) 女性比率(41.4)
	調査時点コード	1	審議会等数(93)うち女性委員を含む審議会等数(84) 延総委員等数(1,709)延女性委員等数(605) 女性比率(35.4)
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(39)うち女性委員を含む審議会等数(37) 延総委員等数(1,016)延女性委員等数(311) 女性比率(30.6)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード	1	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(6) 延総委員等数(90)延女性委員等数(19) 女性比率(21.1)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	なし		
目標値以外の目標設定	なし		
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ・非公表 ○) ・無 作成予定有	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人 (平成 年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無 有 ○ ・無 委員の公募 有 ○ ・無 審議会等委員への女性の登用推進実施要領に基づく登用推進員の設置	

注(*) 平成28年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

7 女性公務員の採用・登用状況

(1)-1 管理職の在職状況

調査時点コードを以下より選択してください

		1:平成28年4月1日	その他:平成 年 月 日										
	管理職総数(※)	女 性 管 理 職 の 内 訳											
		うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職			
	(A)=(C+E+G)	(B)=(D+F+H)	(B/A)	(C)	うち女性数(D)	女性比率	(E)	うち女性数(F)	女性比率	(G)	うち女性数(H)	女性比率	
本庁	計	399	36	9.0	24	0	0.0	120	3	2.5	255	33	12.9
	うち一般行政職	318	31	9.7	24	0	0.0	58	2	3.4	236	29	12.3
支庁・地方事務所等	計	362	32	8.8	5	0	0.0	57	1	1.8	300	31	10.3
	うち一般行政職	246	25	10.2	3	0	0.0	19	1	5.3	224	24	10.7
全体	計	761	68	8.9	29	0	0.0	177	4	2.3	555	64	11.5
	うち一般行政職	564	56	9.9	27	0	0.0	77	3	3.9	460	53	11.5
再掲	警察関係	100	2	2.0	0	0		83	1	1.2	17	1	5.9
	教育委員会	106	12	11.3	4	0	0.0	8	0	0.0	94	12	12.8

注(※) 管理職総数の欄は自動計算されますので入力しないでください。

(1)-2職務上の地位別職員在職状況

1:平成28年4月1日 その他:平成 年 月 日

Table with columns for position (課長補佐相当職, 係長相当職), gender (うち女性数), and ratio (女性比率). Rows include 本庁, 支庁・地方事務所等, 全体, and 再掲.

(1)-3新規昇任者数

平成27年4月1日～28年3月31日

Table showing new appointments by position and gender. Columns include 課長相当職, 課長補佐相当, 係長相当職, and their respective counts and ratios.

(1)-4昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

考慮要素としている事項すべてに○を記入してください。

Table for selection criteria with columns for 勤務成績, 昇任試験, 昇格試験, 部局等の推薦, 経年数, 遠隔地での長期研修, 遠隔地での勤務経験, 本人の希望, and other specific items.

(1)-5昇任・昇格試験の受験者数

平成27年4月1日～28年3月31日

Table showing the number of applicants for promotion and grade advancement exams, including total, female, and percentage.

(2)女性公務員の採用状況

平成27年4月1日～28年3月31日

Table showing female public employee recruitment by position and grade, including total number, female count, and ratio.

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

※複数の施設がある場合、2件目以降は、次のシート(調査票1(2))に記載してください。

Large table for facility details including name (福岡県男女共同参画センター), location, management, staff count, and main business activities.

9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	公益財団法人福岡県女性財団		基金・基本財産額	200,000	千円
設置年月日	平成 8 年	4 月	1 日	出資者	福岡県

10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携/民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協議会等の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 名称等: 福岡県男女共同参画推進連絡会議(ふくおかみらいねっと)	加盟団体数	37団体
地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	会 員 数	約15万人
活 動 内 容 ※実施しているものに○をつけてください。	<input type="radio"/> 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 <input type="radio"/> 2. 機関誌の発行 <input type="radio"/> 3. 広報啓発パンフレット作成 <input type="radio"/> 4. その他 { 内容: 「ふくおかみらいねっとフォーラム」の開催、DV被害者支援活動 }		

11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するものに○をつけてください。

<input type="radio"/> 1. 担当者連絡会議の開催 <input type="radio"/> 2. 市町村職員研修会の開催 <input type="radio"/> 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催 <input type="radio"/> 4. 関係情報の収集提供 <input type="radio"/> 5. 審議会等女性登用の働きかけ <input type="radio"/> 6. 補助金等の交付 { 名 称 : 交付先 : } <input type="radio"/> 7. その他 { 内容 : 市町村男女共同参画計画策定の支援、働きかけ }

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに○をつけてください。

(1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

<input type="radio"/> 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施 <input type="radio"/> 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ <input type="radio"/> 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣 <input type="radio"/> 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

(2) 女性職員の研修受講への配慮

<input type="radio"/> 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施 <input type="radio"/> 2. 研修受講職員の男女比を配慮 <input type="radio"/> 3. その他 { 内容: 職員研修所主催の特別研修(女性活躍推進)の受講 }
--

13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事 項	27年度予算 (千円)	28年度予算 (千円)	備 考
関係予算総額(施設整備費を除く)	378,963	353,164	
上記関係予算が一般会計予算総額に占める割合	0.02133 %	0.01959 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	44,189	225,947	

14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するものに○をつけてください。

項目の設定	国の取組に準じた設定
1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定 (○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
(5) その他(内容:)	

↓ 上記1~4で「○」の場合は、下記の「具体的項目」で該当する項目欄に○を付けてください。

	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入などの競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等の項目の設定
① 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用促進法」という。)に基づく「ユースエール」認定を取得				
② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)				
④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目	○	○		○
⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)	○	○		○
⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
⑩ 短時間正社員制度の導入				
⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)				
⑬ その他				

15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

実施の有無	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	○
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		
3 役員に占める女性割合に関する項目		
4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
6 その他「登用促進等」に関する項目		
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○
9 短時間正社員制度の導入	○	○
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	○
12 その他		○

→ 「企業の登録・認定・認証制度」有りの場合、具体的名称: 「子育て応援宣言企業」登録制度

→ 「企業の表彰制度」有りの場合、具体的名称: 福岡県男女共同参画表彰、子育て応援宣言企業・事業所知事表彰

16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	○	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」に該当する場合、その具体的名称	福岡県女性の活躍応援協議会
2 現在は無いが、今後検討する			その他の場合、その具体的名称	女性の大活躍推進福岡県会議

17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	○ 有 無	名称 福岡県男女共同参画白書
公表周期	1 年	不定期
公表主体 ※該当するものに○をつけてください。	○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他)

18 平成28年度実施予定事業

※該当する予定事業がない場合は、記入欄に記入しないでください。

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発			
・福岡県男女共同白書の作成	男女共同参画の推進状況、施策に関する報告等		10月ご
・女性に対する暴力防止に関する広報	ポスター、リーフレット等の作成、高校生向けパンフレット配布		11月ご
・男女共同参画センター情報事業	ライブラリー、情報誌、ホームページ、ロールモデル紹介等による情報提供		通年
・「福岡国際女性シンポジウム」の開催	基調講演、ラウンドテーブル型セッション		9月
・あすばる男女共同参画フォーラム	基調講演、活動発表等		11月第 4土曜日
2. 講座			
・「ふくおか女性いきいき塾」	課題研究や講義、討論などを通して地域や企業等で活躍が期待できる女性リーダーを育成	30人	通年
・「女性による元気な地域づくり応援講座」	・市町村、男女共同参画センター、関係団体との連携による地域のリーダー人材育成講座	80人(20人×4地域)	通年
・暴力防止研修会	暴力防止に関する必要な知識等の習得(民生委員)		10月以 降
・婦人相談員への専門研修	婦人保護に関する相談に必要な知識等の習得		通年
・各種セミナー・講座	(対象)行政職員、DV被害者支援者等		通年
3. 相談事業			
・男女共同参画センター相談事業	総合相談、専門相談等		通年
・配偶者暴力相談支援センター事業	配偶者等からの暴力に関する相談		通年
・婦人相談事業	婦人保護に関する相談		通年
4. 情報収集・提供			
・男女共同参画センター情報事業(再掲)	ライブラリー、情報誌、ホームページ、ロールモデル紹介等による情報提供		通年
5. 苦情処理			
・福岡県男女共同参画審議会の設置	審議会内に苦情処理部会設置		その都度
6. 交流促進			
・あすばる男女共同参画フォーラム(再掲)	基調講演、活動発表等		11月第 4土曜日
7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
・「ふくおか女性いきいき塾」(再掲)	課題研究や講義、討論などを通して地域や企業等で活躍が期待できる女性リーダーを育成	30人	通年
・トップリーダー啓発事業	各種団体のトップリーダーが集まる研修会等に講師を派遣		
・企業における女性の活躍推進事業	「福岡県女性の活躍応援協議会」の設置、「よくわかる女性の活躍支援の手引き」の作成・配布、企業への研修講師派遣、中小企業向け実務専門家の派遣、男性管理職のための女性活躍推進セミナーの開催		
・競争入札参加資格における加点制度	競争入札参加資格加点項目のひとつとして「女性の活躍推進」を設定		
8. 国際交流・海外派遣事業			
・福岡県「女性研修の翼」(訪問国:ノルウェー)	国際的視野を持った男女共同参画に向けた活動のリーダーとなる人材の育成		
9. 調査研究			
・女性の社会参画推進のための調査・研究			
10. その他			
・男女共同参画の日記念事業	男女共同参画の推進に功績があった者を表彰		11月第 4土曜日
・女子中高生の進路選択応援事業	女子中高生の理工系分野に対する興味・関心を喚起し、当該分野への進学を促進		通年
・若年層意識啓発事業	大学生ボランティアによる高校出張授業(若年層の固定的性別役割分担意識の払拭)		通年
・配偶者からの暴力防止対策連絡会議	関係機関との連携強化		7月
・市町村担当課長会議の開催			
・女性団体ネットワーク形成支援			通年
・職員の講師派遣	県民向け出前講座等へ職員を講師として派遣		通年

19 都道府県議会の議員の両立支援体制に関する調査

※該当する時点の番号に○をつけてください。

1:平成28年4月1日 その他:平成 年 月 日

議 会 名	福岡県議会	
問1. 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休や欠席の事由として出産の文言が明示されたもの)がありますか。1～3のいずれか一つを選択してください。	1.欠席事由として明記した規定がある。 2.欠席事由として明記した規定はないが、運用上出産に伴う欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他(欠席の例がない, 不明等)	1
問2. 問1. で、1を選択した場合にお伺いします。「欠席事由として明記した規定」とは、どのような規定ですか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※標準会議規則については下記を参照してください ※標準会議規則と、全く同じでなくても、条文の構造が同じであれば「同様」を選択してください。	1.標準都道府県議会会議規則と同様。 2.標準市議会会議規則又は、標準町村議会会議規則と同様。 3.その他	1
【参考】 標準都道府県議会会議規則 第二条 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 標準市議会会議規則 第2条 ② 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 標準町村議会会議規則 第二条 2 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		
問3. 議会の欠席事由として、議員の仕事と生活の両立の観点からの事由(例:配偶者の出産、育児、介護等)を明記した規定がありますか。1～3のうちいずれか一つを選択してください。 ※○内は例示であり、これ以外の事由でも仕事と生活の両立の観点から明示した規定があれば1. を選択してください。 ※出産に伴う欠席と同じ条文中で明記している場合には、本問の回答にも、「規定がある」と回答してください。	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上仕事と生活の両立のための欠席を正当な欠席事由と認めている。 3. その他	1
問4. 問3で1を選択した場合にお伺いします。当該規定(規則、条例等)の該当部分の規定を記入(または添付)してください。 ↓ ※ 条 項 号まで記入してください。		
規 則 名	福岡県議会会議規則 第2条 第2項	
該当部分の条文(本文)を記入又は以下に添付してください。 議員が、公務、疾病、出産、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他事故のため欠席しようとするときは、第二号様式により、その理由を付して議長に届け出なければならない。散会前に退場する場合も、また同様とする。		

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成28年4月1日現在

平成28年5月1日現在

その他：平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事 ※該当する方に○をつけてください	女性 <input type="radio"/> 男性 <input type="radio"/> 任期：平成 27 年 4 月 23 日 ~ 平成 31 年 4 月 22 日
副知事	3 人 (女性 1 人、男性 2 人)

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

*平成28年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、28年3月に内閣府が把握したものを掲載しています。
新たに追加・変更・廃止等がありましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入してください。

審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1 都道府県防災会議(会長を含む)	58	3	5.2		
都道府県防災会議(委員のみ)	57	3	5.3		
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	14	0	0.0	
	2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	11	0	0.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	20	1	5.0	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	5	2	40.0	
2 国土利用計画地方審議会	6	3	50.0		
3 土地利用審査会	7	3	42.9		
4 都道府県交通安全対策会議	25	2	8.0		
× 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合	
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	35	13	37.1		
7 精神医療審査会	20	4	20.0		
8 都道府県生活衛生適正化審議会	17	9	52.9		
9 都道府県医療審議会	29	7	24.1		
10 准看護師試験委員	11	5	45.5		
11 麻薬中毒審査会	5	4	80.0		
12 地方社会福祉審議会	35	17	48.6		
13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	25	8	32.0		
14 国民健康保険審査会	9	4	44.4		
15 都道府県農業共済保険審査会	10	4	40.0		
16 都道府県森林審議会	15	6	40.0		
17 都道府県建設工事紛争審査会	11	1	9.1		
18 建築審査会	7	2	28.6		
19 都道府県建築士審査会	8	2	25.0		
20 都道府県都市計画審議会	28	3	10.7		
21 開発審査会	7	3	42.9		
22 私立学校審議会	13	7	53.8		
23 石油コンビナート等防災本部	35	0	0.0		
× 24 公害健康被害認定審査会					
× 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
× 26 都道府県児童福祉審議会					
27 地方港湾審議会	20	4	20.0		
× 28 土地区画整理審議会					
29 教科用図書選定審議会	0	0		H28.4.7設置	
30 介護保険審査会	27	16	59.3		
31 道府県固定資産評価審議会	11	4	36.4		
32 感染症の診査に関する協議会	48	21	43.8		
33 警察署協議会	384	130	33.9		
34 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9		
35 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	6	2	33.3		
36 国民保護協議会	37	2	5.4		
37 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0		
× 38 市街地再開発審査会					
39 都道府県職員委員会	5	2	40.0		
× 40 自然再生協議会					
41 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
42 後期高齢者医療審査会	9	4	44.4		
43 留置施設視察委員会	6	1	16.7		
× 44 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会					
45 指定難病審査会	25	6	24.0		
46 小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0		
47 行政不服審査会				H28.4.25設置	
合 計	1,016	311	30.6		
女性委員0の審議会数	2				

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	6	2	33.3	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	
3	人事委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	21	6	28.6	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	30	6	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
	合 計	90	19	21.1	
	女性委員0の委員会数	3			